

【中京区の文書 解説】

〔はじめに〕

この解説は、原則として『史料 京都の歴史 9 中京区』（京都市、昭和 60 年）の巻末に収録された文書解説に基づいています。

掲載にあたっては、誤植を正したり、一部削除したところなどありますが、原則としてもとの文章のとおりとし、文意は改めませんでした。ただし、現状と明らかに異なる場合などでは、注記を加えたところもあります。

以上の点をご勘案いただき、各文書の内容について参考にしていただければ幸いです。

◆N002 田中(良)家文書

田中家は江戸時代、紅屋五兵衛を称し呉服商を営んでいた。当家には多量の史料がのこされているが、ここでは既調査分の 125 点に限ってその概要を記すこととする。

触・達類 9 点、証文類 60 点、口上書・願書類 8 点、記録類 18 点、勘定帳類 7 点、宗旨・由緒書類 7 点、その他 13 点。

商売関係史料を多く含むことは当然だが、注意されるものを列記してみると、まず証文類中には、江戸時代後期の施行関係史料がある。これは田中氏が仏光寺に財を託した感状なども含まれており、京都町人の施行の実相を解明する手懸りを与えてくれる。口上書類には嘉永 7 年の内裏造営の献納に関するものがあるが、記録類中には安政元年の「禁裏御所造営ニ付献納名前書」があり、御所と京都町人との関係を知る史料となっている。とくに後者は数百人にわたる町人が献金額とともに記されており、焼失後の御所再建にあたっての京都町人の力を知ることができる。

これらの史料は江戸時代後期のものが中心を占めており、京町人研究に興味ある材料を提供してくれるが、当家に所蔵される史料は、「紅花園文庫」として逐次刊行紹介されている。

◆N003 野口(安)家文書

野口家は江戸時代、京染呉服の製造・販売を行うと同時に、幕末には駕輿丁株を取得して、侍として禁裏に出仕していた。同家に所蔵される全 396 点の古文書は、したがって呉服商売・駕輿丁関係・町組関係とに大別されるが、その細目は以下のとおりである。

触書・達状類 27 点、証文・請状類 144 点、奉公人請状関係 40 点、願書・訴状類 53 点、日記 16 点、記録類 45 点、勘定帳・入用帳類 32 点、田地控・知行租税類 5 点、宗門改め・親類書類 15 点、書状類 16 点、その他 3 点。

触書・達状類では、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康 3 代にわたる上下京宛の朱印状写や町組関係史料などがみられるが、正文としては文政 2 年以降のものである。証文関係は金子預りを主としたもので、明和元年を最古とし、また奉公人請状類は安永 5 年以降の金屋

安兵衛宛が大部分で、この中には詫状類も含まれている。また願書・訴状類は文化14年以後のもので、商売関係、町組関係、駕輿丁関係を含むが、とくに駕輿丁関係の家督譲り、諸役免除等の願割は江戸時代後期の駕輿丁の実態を知るうえでの数少ない史料となるだろう。

記録類45点は、野口家の居住する藤本町が川西九町組に属し、また野口氏も天保頃には下京年寄をつとめていた関係もあって、町組関係のものが多い。文書は文化年間以降のものだからさほど古いものではないが、注目されるものがいくつかある。なかでも天保6、7年の「年頭拝礼日記」は、江戸に下向するに際して対町奉行や組内の手続あるいは下向の路次中の便宜方を保証した文書などの持参すべき書類、さらには道中での手続や江戸城内で拝礼の際に座る位置など、細かく記入され、年頭拝礼の仕来りなど詳しく知ることができる。また文政6年の「藤本町年中行事覚」は、町や町組の行事をうかがえると同時に、献立などの記述も多いことから、ハレの場での食事の実際も知られる。

また文化10年～天保11年の「内侍所触穢勤番留」は、御所内で発生した触穢に対して内侍所の勤番に変更がなされた記録で、触穢関係史料として興味深い。さらに駕輿丁関係としては嘉永4年「駕輿丁加入一件諸書物之写」、文久4年・元治元年の「駕輿丁関係記録留」、元治1年「駕輿丁寄合覚」、慶応3年「駕輿丁勤番名前帳」などがあり、いずれも上述した願書類中に含まれた駕輿丁史料とともに、江戸時代後期から幕末にかけての駕輿丁を分析するうえで、格好のものといえる。「駕輿丁加入一件」は野口氏が駕輿丁に加入した際に提出された書類の写しで、「関係記録留」は幕末の世情不安に対しての駕輿丁のさまざまな役儀を記録したもの、「寄合覚」は元治の兵火に罹災した駕輿丁への拝領金の分配覚え、また「勤番名前帳」は孝明天皇の死に際して内侍所でとられた勤番体制を記録したもので、座ごとにそこに所属する駕輿丁の名前と住所が書かれている。いずれも類似史料の少ないもので、これが当家文書の一大特色をなしている。

次いで勘定帳・入用帳類の大部分は、野口家の商売および町入用に関するものだが、これらのなかでもっとも注意されるのは、安政5年12月の「四条橋新規掛渡諸入用勘定帳写」だろう。これは安政3年にはじめて本橋として架橋された四条橋建設に際しての延人数・惣賃金・その他材料等が詳細に記録されたもので、橋建造の具体例が知られる史料である。なお親類書類や書状類はいずれも江戸時代後期のもので、なかに宗門改書帳も少し含まれている。

◆N004 沖田(一) 家文書

沖田家は和泉屋を屋号とする紅屋の家柄である。沖田家そのものにかかわる文書は少なく、昭和2年に沖田ゆき氏によって写された沖田家の過去帳がその代表的なものであろう。その他のほとんどが商売関係の文書になるが、その中でまずあげねばならないのが家訓と紅屋株関係のものである。家訓は文化13年沖田市郎兵衛写のものがのこされており、全11か条にわたり商人としての、また人間としての心得を記したもので、沖田家の精神的支柱

となったと思われる。次に紅屋株関係については文久 3 年に和泉屋市郎兵衛により写された紅屋仲間の行事勤方および天明 3 年、天保 2 年などの紅株の譲状などがあげられ、当家の商売の様子を知る手がかりとなっている。

この他の証書類としては別家証文・奉公人請状・譲状・金子預り証文などがある。別家証文は庚午の干支を持つもの 2 通、慶応 3 年のもの 1 通で、いずれも本家和泉屋よりの別家に際して差し入れた証文であり、また奉公人請状は安政 2 年から明治 5 年にいたる 6 通ですべてが和泉屋宛のものである。譲状は寛政 2 年のものがもっとも古く、明治 3 年のものまでのこされている。その他、金子預り証文、家の売買関係の証文が多数のこされているが、年代は江戸中期から明治 10 年代に及び、宛所は和泉屋宛のものが大半である。

◆N009 西村(大)家文書

西村家は代々千切屋吉右衛門を称し、三条通室町西入衣棚北町で法衣仕立や羽二重・西陣地等の商いを営んできた。初代吉右衛門利貞が千切屋本家から家業を譲りうけ分家したのは寛文 5 年 12 月のことで、以後、現在(昭和 60 年)にいたるまで 11 代にわたる。分家時、譲りうけた屋敷は表口 7 間半 2 尺、奥行は西方が 22 間 3 尺、東方が 12 間 1 尺となっており、邸内には土蔵 2 か所があったといわれる。こうした西村家の来歴、家業経営の実態等については、足立政男『老舗の家訓と家業経営』(昭和 49 年)に詳しい。

西村家に所蔵される古文書は、したがって商売関係が主たるものとなっているが、その内訳は、触状・布告・規則などが 7 点、金銭等の証書類が 55 点、願書などが 9 点、日記等の記録が 21 点、商売上の勘定帳類が 15 点、仲間・講関係が 79 点、家訓や定が 3 点、書状類が 5 点、絵図 1 点、その他が 5 点となっている。もっとも古い年紀をもつのは寛文 12 年から正徳 4 年までを 1 冊にまとめた「覚帳」だが、史料は江戸時代中期から後期にかけてのものが大部分を占める。

点数のうえでもっとも多い仲間・講関係は、緞子織屋仲間、高機紗組今宮講が多く、宝暦 2 年から明治 10 年の「西陣織工会所開設願書」までである。これらの史料は、江戸時代の仲間を解明するうえで貴重なものであることはいうまでもないが、なかでも宝暦 2 年からの「祇園講覚書」は春日講関係史料とともに千切屋一門の団結組織の実態をよく示しており、家訓などとともに注目されるものである。また寛文 12 年から明治 28 年までの大福帳をはじめとする勘定帳類は、江戸時代の商業経営の実態を分析するうえで、格好の材料を提供してくれるだろう。なお証書類には 4 点の奉公人請状があり、記録類は享保 10 年から明治 24 年までである。

◆N011 西村(善)家文書

西村家は葛野郡三条台村の旧家であり、したがって同家文書の内容は三条台村を中心として、周辺の西京村・聚楽廻り・壬生村などに関連する地方文書が大部分を占めている。年代は享保 10 年から明治中期にわたるが、とくに寛政以降のものが多い。これは、三条台

村は周辺からの出作地で、住民のいない期間が長く、ようやく寛政10年になって幕府天文台(寛政改暦時に使用)跡地が払い下げになり農民が移住し、名実ともに村落を形成したことによることが大きいと思われる。

文書のなかで中心となるのは、やはり年貢徴収関係資料213点であろう。内容は諸領主の年貢勘定目録・皆済状・水帳などで、「すくみ取り」とよばれる同村特有の年貢徴収法をあきらかにするものである。また西京・聚楽廻り・壬生・中堂寺といった近辺村々の年貢関係資料、たとえば安政6年11月の「三条台・壬生村・中堂寺村御田地水帳」は3村に分配されている後藤家領のもので、三条台村庄屋才次郎が他2か村の後藤家領庄屋を兼帯していたためにのこされたもので、ほかの周辺村関係史料も同様の事情より伝来したものであろう。

第2に、第1の類に含まれる性格の史料ではあるが、近郊農村の資料としては豊富な30点の絵図があげられる。三条台村絵図のほか、壬生・西京・千本廻・聚楽廻・朱雀・中堂寺各村のそれぞれ建仁寺領分絵図がある。なかでも年代未詳の「三条台村領之内田畑絵図」は一筆ごとに持主・持高・領主を記載したもので、細かく小領主に分割された京郊農村の領有状況が一目で判然とする史料である。

第3に、数がまとまったものとして田畑買得時の帳切(土地台帳登録)依頼状54点(天明5～安政6)がある。ただし記載される田畑は三条台村以外、壬生村など周辺村域が多い。これは宛先である庄屋(おそらく三条台村の)が複数の村の領主別庄屋を兼帯していたためであらう。

このほか、宗旨請状や宗門人別帳、田畑売券、諸願書など、村文書として具備すべき要件がそろっているが、おしいことには検地帳、あるいは村明細帳といった村勢を概観できる史料が欠けている。しかし、複雑な領有関係とそれから派生する年貢徴収法などを解明するために重要な史料であることには変わりない。

なお、西村家文書に基づき三条台村について論究したものに、岡井毅芳「三条台村の土地形態について」(『京都市史編さん通信』33号)と、伊東宗裕「洛西農村と中京区」(同前171号)の2編がある。前者は「すくみ取り」とよばれる年貢徴収法について、後者は三条台村の起源について触れているので参照されたい。

◆N012 京都府左官工業共同組合所蔵文書

文書のうち1点は2通を1巻にしたもので、最初に慶長13年1月11日付で、「禁中様かべぬり」の精勤を7名が連署誓約した文書があり、次に元和2年5月付の、京中壁塗93名が同じように誓約した文書である。とくに後者は住所と名前が記され、京都における江戸初期左官業の注目すべき史料である。なお、この1巻は山田幸一『ものと人間の文化史45 壁』(昭和56年)で写真とともに紹介されている。もう1点は明和6年5月19日付の土佐掾補任口宣案。

◆N013 伴実氏所蔵文書

伴家所蔵文書は、中世の寺社関係と近世の近江大工関係に分けられる。鎌倉期では、東大寺のものと確認される文書が3点ある。承元2年3月20日の「鐘楼上棟集会請定」、建長2年3月の「御前熊野詣御祈百座仁王經講読請定」、周防在庁大内介重弘の濫妨狼藉を訴えた文保元年11月の「東大寺衆徒等重申状案」である。室町期では、東寺関係として長福寺永尊による神泉苑境内田地開作停止の室町幕府奉行人連署奉書と經典寄進に関する天文19年2月18日の後奈良天皇綸旨案がある。この他に祇園社関係として御輿鞍持について永正元年6月14日の室町幕府奉行人奉書がある。

近江大工関係は、中井信濃守に宛てた慶長6年12月12日の八幡大工所相続等に関する「又太夫等申状」や相原郷惣社鳥居造営に関する元和5年7月3日の「相原七郷庄屋等口上書」など12点がある。

◆N024 中島(五)家文書

中島家は近世左兵衛府の駕輿丁をつとめた家柄で、その関連から天保10年・安政4年の左兵衛府駕輿丁補任の宣旨や、天保6年・嘉永2年・安政6年の駕輿丁職譲りの際の奉行所への口上書、屋敷譲状など譲一件書類がのこされている。

また、「中興年忌」と題された中島家代々の忌日と何年忌にあたるかを記したものが、寛政7年・文化15年・安政4年の3冊がのこされており、中島家の家系を知るうえでの一助となっている。この他、明治13年段階の区部会議員番号表、府会議員番号表などがある。

◆N025 中川善太郎氏所蔵文書

室鳩巢著の『兼山麗沢秘策』のうち、正徳元年から同3年までの筆写本1冊、および明治初頭に太政官・京都府が発給した布告写2点。布告は諸外国との応接、また新政府が賊軍追討とその協力を人々に呼びかけたもの。

◆N026 玉川(雄)家文書

玉川氏はもと若狭の人、幕末期にたびたび入洛し、その際筆記された文書がすべてで、嘉永元年・同2年の「京都勤番中日記」、元治兵乱時の「長州乱坊(妨)」「酒井若狭守様家来預り分交名」の4点である。日記の裏表紙には「若州 玉川栄泉」とある。

◆N027 誓願寺文書

誓願寺は深草山と号し、浄土宗西山深草派の大本山。現在地の新京極通三条下るに定まるまではたびたび寺地を変更しているが、中世には一条通小川に寺地を定めていた。ここに所蔵される古文書は全100点、そのうち中世文書(慶長以前)は79点を占める。江戸時代の文書の内、13点は後水尾・後西・霊元・桃園・後桃園各天皇の綸旨が1点ずつ、光格天皇綸旨が7点、仁孝天皇綸旨が1点となっている。また板倉勝重奉書や板倉重宗下知状、

さらには江戸幕府老中奉書など幕閣から発給されたものが、元和3年以降延宝2年まで(年紀の判明するもののみ)7点があり、ほかに元和2年の「保山住持職預状」などがある。

中世文書は承元3年5月の土御門天皇綸旨を最古とし、以下慶長年間にいたる79点で、そのうち室町幕府奉行人奉書をはじめとする幕府発給文書が24点を占め、また三好義興禁制をはじめとする戦国期の各氏禁制が10点のこされて、この期の京都の様相を如実に反映している。なかでも注目されるのは、天文8年から11年にかけての小河一町中宛の室町幕府奉行人奉書および茨木長隆奉書で、同町における釘貫設置をめぐる事件を通して、上京の町組の具体的な動きを知ることができるだろう。この事件は、今谷明『戦国期の室町幕府』(昭和50年)で分析されている。ただし中世文書の大部分は、上京に関するものであり、中京区内にかかわるものはのこされていない。

◆N029 出雲路(敬)家文書

出雲路家は、代々寺町通丸太町下るに在る下御霊神社神主をつとめた家である。ただし内容は神社そのものに関するものではなく、江戸初期の儒学者山崎闇齋関係資料が多数を占める。これは、当時の神主であった出雲路信直が闇齋の高弟であることにより同家に襲蔵されたものである。

まとまったものは、まず闇齋に宛てて出された垂加神道門弟の誓紙がある。延宝4年の板垣民部(出雲路信直)から貞享5年の薄田与三兵衛(これは出雲路信直宛)まで10点、牛玉宝印を捺した紙に書かれている。次に出雲路信直の日記(天和元～元禄16)18点。日本書紀神代巻などの講義記録が散見する。また、闇齋あるいは出雲路信直に宛てた諸方からの書状14点のなかには、吉川惟足・安井算哲ら神道関係著名人からのものがある。書状では、闇齋から信直に宛てた自筆書状7点も注目すべきものであろう。ほかに、垂加社靈号、闇齋肖像、闇齋居宅譲状写、出雲路家系図がある。

なお、闇齋関係資料は毎年2月22日(闇齋を祀った垂加社例祭日)に下御霊神社で展覧されている。

注)この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

◆N030 中路(小)家文書

中路家は江戸時代には菱屋小右衛門を称し、長崎問屋として広く活躍していた。一方、天保9年9月に株を取得して掃部寮史生となった。同家の文書は、したがって長崎問屋関係史料を主体としつつも、掃部寮関係、町組関係などが含まれている。

中路家が掃部寮史生となったのは輝維の時で、この時には中大路を称していたが、同家文書中には、株取得に当たっての中大路右衛門宛の史料がのこされている。それによると中大路氏は前任の国松氏から押小路氏の吹挙によって金30両で取得しており、その年代については『地下家伝』の記述と一致する。ちなみに輝維は掃部寮史生となった年の10月、上野大掾に任じられ、その子輝光も天保15年9月、掃部寮史生となり、同年12月、常陸

大椽に任じられている。なお由緒についてみれば、菱屋の号は元禄初年よりみられ、また中路姓も元禄より史料上に現れる。

当家には元禄初年よりの文書が残され、そのころの金銭に関する証文が存在するところから、少なくとも17世紀後半より活発な商業活動を行っていたものと考えられるが、長崎問屋の開始時期については明らかではない。しかし当家文書中の商業史料では、江戸時代後期からの長崎問屋関係史料がもっとも注目されるものだろう。「唐阿蘭陀糸端物之儀、於長崎入札荷物之外、紛敷品有之者遂吟味可訴出事」で始まる安政元年以後の定書をはじめとして、安政4年12月付の「規定誓紙之事」は「唐・紅毛持渡り長崎入札之諸荷物、長崎問屋より捌方妨無之様、従往古他所買御停止被為成置」との条文から始まる長崎問屋中の規定書、あるいは文政13年の長崎問屋仲間宛の仲間退身の願書などがあるが、なかでも注意されるのは、天保7年から弘化3年にかけての「公用控」2冊だろう。これは裏表紙に「長崎荷商売人中」と記されていることから知られるように、長崎問屋公式記録ともいべきもので、願書や証文の写し触書やその他諸々の書類が写されているので、京都における長崎問屋研究にとって、またとない史料群となっている。

次いで掃部寮関係としては天保9年より同12年までの勤次第が記録された冊子が2冊のこされている。ここには輝維・輝光2代にわたる願書・口上書をはじめとする諸証文が筆写されており、江戸時代後期の地下官人の活動を窺知できる数少ない史料となっている。なお輝光は文久元年から慶応年間にかけて4冊の記録をのこしている。

このほかの記録として「歳代鑑」2冊、「大内裏古記」、安政6年以降の「東西御役所名前控」などがある。「歳代鑑」は正徳年間から享和年間にかけての幕府発給文書や大嘗祭関係、奉幣使参向や浦賀通船、さらには町代関係史料など、文字どおり多様な史料が収載されている。また「大内裏古記」は、いわば平安京由来研究ともいべき内容のもの、さらに「名前控」は武鑑的内容のものながら、武鑑には現れないかなりの下役まで記録されているところに、大きな特徴がある。

記録類はこうしたもののほか、町組関係が少し含まれている。「古京記録写」「町式目写」「覚帳」「触写」などがそれだが、「古京記録写」は安土桃山時代以来の朱印状や町の由来が記されたもの、「町式目」は新町通二条下る町頭町の安政2年の式目写、「覚帳」は天保年間から明治中期にかけての町内金銭出納帳、さらに「触写」は文久2年に出された江戸触を写し留めたものである。

以上、当家の文書は長崎問屋関係を主体とするが、記述したもののほか、由緒書や親類書も若干のこされている。

◆N031 神(千)家文書

神(じん)家は代々善四郎を称し秤製作者として聞こえた家で、江戸の守随家とともに江戸幕府の秤御用をつとめた。その任務は、西国三十五か国における秤の支配一秤の製造・販売・修理・検査一であり、とくに検査(秤改め)にあたっては幕府の公用として各国へ出

張し、嚴重な改めが行われた。

文書には第1にこの秤改めに関するものが多数のこされている。秤改めの際に伝馬を滞りなく用意するように宿場に命令した伝馬証文が正文・写あわせて8点(延享2～万延元)。ほかに大坂・堺秤惣改め記録(寛文3～宝永元)などの秤改め記録、各地の秤員数書上12点、同催促状6点、秤改め通知状7点など改め関係は42点。第2に口宣案類(慶長16～文化12)8点。第3に將軍の代替りごとに出された西国秤支配権安堵の秤証文(大名等の朱印・黒印状に相当)が正文・案文計11点(寛文8～万延2)。以上がまとまったものである。

このほかの証文・記録の中で注目すべきものは、泉町屋敷拝領記録(1点)がある。これは元禄11年にそれまで居住していた二条通烏丸西入玉屋町を引きはらい、現在地の夷川通西洞院東入泉町にあらたに屋敷を拝領した時の一件記録である。

なお、同家には文責のほかに善四郎秤各種、秤の製作用具、刻印、秤改所看板など器物多数も所蔵されている。

◆N032 福井(楳)家文書

福井家は江戸幕府の用達で、寛永11年以来枅の製造・販売・検定をつとめた家。江戸の樽屋と全国を二分し、西国三十五か国の枅を支配した。由緒書などによれば同家は大和国平群郡法隆寺村の出自、元来中井大和守支配下の大工として幕府関係の作事にあたったが、三代將軍家光の上洛にあたり枅御用を命じられたと伝える。したがって同家文書は枅に関係したものが大部分を占め、量制研究の重要な史料であることは疑い得ない。年代は寛文5年から明治初年におよぶが、18世紀なかば以降が大部分を占めている。

なかでも質量ともに中心となるのは、半官半民の検定機関としての活動、ことに枅改めに関する資料であろう。まず枅改めの前に幕府に枅改めの実施許可を申請し、その旨触状を出してもらう事になるが、この過程での願書類が45点・触状の写しが13点にのぼる。さらに枅改めの対象となる地域で、村(あるいは町)単位で提出した「枅員数改帳」64点がある。備後国の3点を除けばすべて和泉国大鳥郡(嘉永3・安政6)と大和国高市郡(嘉永6～7)の村から出されており、とくに高市郡の分は村数114か村のうち72か村分(1冊で複数の村を収めた分がある)にのぼっている。内容は各村内にある枅の種類と員数を書きあげ報告したものである。

上記の史料は福井家から出張して改めた分であるが、このほか枅座福井家で検定して焼印を捺したすべての枅の員数を記録した帳面(「枅御改帳」)29点(寛文5～慶応3)がある。また、枅改めを含む枅座の活動は「御用留」5点(享保14～明治6)にうかがうことができる。

以上のほか、由緒書・親類書、あるいは御用大工仲間関係、居宅・大坂出店絵図、福井家居宅のあった油小路通竹屋町下る橋本町の出銀規程(明和9)がある。なお、文書のほかに各種の枅ものこされており、あわせて量制研究の貴重な資料となっている。

注)この解説文が書かれた後に、追加調査が行われている。

◆N033 明倫舎文書

明倫舎は手島堵庵が天明 2 年に創立した心学講舎。はじめ河原町通三条上るに開かれたが、天明大火で類焼後、寛政元年に錦小路通烏丸西入占出山町に再建され、明治 2 年に小学校建設のため新町通二条上る二条新町の現在地に移るまで同所で心学教育が行われた。

内容は、明倫舎とならび心学普及の中心となった時習舎・修正舎の史料も多い。たとえば「時習舎社中名前」（寛政 9）、「時習舎地面并裏座敷買得算用控帳」（享和元）、あるいは「修正舎由緒留書」（文政 10）、「修正舎記録」（天保 11～文久 2）などである。また、嘉永 3 と同 7 年の施行に関する史料も注目できよう。とくに「仁風扇」は心学講舎による施行の割当を扇面に図したもので、施行の実態を知ることができる。

このほか石田梅岩の書状、明倫舎の行事一覧など安永～明治の多彩な史料で占められている。

◆N036 坂田房之助氏所蔵文書

内容は触状類 29 点と建物等図面 6 点に大別できる。触状類のうち 1 点は元和 5 年の将軍上洛参礼衆名前書、他 28 点はすべて触状で年代は寛永 19 年から元禄 8 年にわたる。このうち所司代板倉周防守の黒印状が 5 点、町奉行兩宮対馬守・宮崎若狭守連印黒印状が 3 点（うち 1 点案文）、同じく能勢日向守黒印状 2 点、同前田安芸守黒印状 1 点、のこりは発信者無記名。次に図面類は、常盤座や平安神宮の立面図、京郡御苑平面図である。

◆N037 牧田(良)家文書

牧田家は江戸時代には長浜屋源右衛門を称し、代々、薬種問屋を営んでいた。もと近江国長浜の人で、京都に出、文化 8 年現在地に住居を定めた。長浜屋の屋号は、いうまでもなくその出身地に因むものである。だが牧田家文書 541 点のうちには意外とこの薬種関係文書が少なく、むしろ薬種問屋のかたわら営んでいた金融関係文書が 449 点と大部分を占める。したがって以下にこの証書類を中心に当家所蔵の文書を概観しておこう。

当家の文書は明和 4 年を最古とするが、これは文化 8 年に現在地の住居を売得するにあたっての手継証文写であり、長浜から京都に出て文化 8 年までの動向については残念ながら知ることができない。しかし文化 8 年以後、すぐさま活発な商業活動を行っていることからみて、当然、それ以前に十分な活動基盤を築きあげていたのだろう。以後、明治中期までの証書類がのこされているが、そのうち文化年間ものが 43 点、文政年間が 151 点、天保年間が 124 点と多くを占めている。ただ証文の宛所は実に多様であるため以下にその主たるものを列記してみると、人参会所・花山院様御貸付所・荒道具貸付所・家質改会所・銀小貸会所・本銭屋仲間などがみられる。

これらの会所は公儀が統制の必要上から設置したものや、また庶民に対する金融の必要上設置されたものなどがあり、長浜屋源右衛門はたとえば荒道具貸付所や銀小貸会所の口入や世話人をやっている。「御触留」などにはこうした会所開設の記事が散見され、それに

よって組々の会所などの性格を把握することができるが、当家の文書はそれをさらに具体的に分析する手掛りを与えてくれるものとなろう。また長浜屋源右衛門は、薬種問屋とともに金融界へも深く進出していたことを、以上の史料によって知ることができる。

次にその他の文書で注意されるものを、概観しておこう。口上書・願書類は文政以後から明治初年にかけて15点あるが、このなかで明治5年に京都府宛に出されたのが、売薬業の継続願である。これによって当家は明治以後も売薬業に携っていたことが知れ、また富小路二条上るに出店(長浜屋与吉)を所持していたことが知れる。さらに記録類には、興味ある史料がいくつかみられる。一つは天保7年の「おとし殿嫁入一件」であり、二つには幕末動乱期の天誅事件に関する数々の写、そして三つめには明治1年9月の「東京行幸奉供道中日記」である。

まず「嫁入一件」は、結納の品からはじまり各種の嫁入道具・御祝儀・返礼等が細かく記録されており、江戸時代後期の商家の風習が、記録によって分析することができる。また天誅事件関係は、文久ごろしきりと行われた、たとえば目明し文吉などの誅殺とその罪状を書き連ねた断罪状を写したもので、この事件に関する当時の人々の関心がうかがえる。さらに「道中日記」は筆者は不明だが明治元年9月20日より筆を起こした1冊と同27日よりのものと2冊ある。いずれも記述は簡単なものだが、注意すべきものだろう。

以上のほか当家文書中には書状が26点、勘定帳関係が6点その他がある。いずれも江戸時代後半から幕末にかけてのもので、なかでも天保2年～安政3年が1冊にまとめられた「差引帳」は、当家の営業実態が分析できる貴重なもの。さらには大塩平八郎の乱の大塩側軍勢の手控え、あるいは「奥州陣屋軍勢之写」と書かれた軍旗の写などが、上述の系列以外のものとしてある。

◆N039 福井(藤)家文書

福井家は屋号を十松屋といい、鳥丸通四条下る水銀屋町に居宅があった。家屋敷譲証文は延享元～明治6年のものが貼り継がれてあり、奥書に寛永19年同町に來住したことが記されている。福井家は尾張徳川家の京都朝廷向御用達をつとめており、そのため尾張家人衆の書状や御用向の覚書が残存している。さらに享保7年には伊丹酒商売を始めており、その際の一札がある。

この他には明治25年写の賀茂葵祭の図や家訓があり、江戸後期の年中行事帳は当時の生活がうかがえて興味深い。町に関するものは1点だけ長刀鉾車売却についての一札がある。

◆N041 梅原(康)家文書

当家史料はすべて、当家が住する大津町関係の史料で、梅原家にかかわる史料はのこされていない。まず一つのグループをなしているものに化政期に起こった町代改義一件関係史料をあげることができる。「談合せの覚」「心得之箇条」など他の町組とも合致するものがあり、町代改義一件の際、大津町が所属していた上一条組の文書の一部が伝わったと

考えられる。

また、寛政元年から同 4 年にいたる町内家屋敷譲証文の綴帳があり、町内の諸祝儀の際の出銀覚帳(享保 17～嘉永元)と合わせみた場合、大津町の江戸中期以降の様相を明らかにしてくれている。その他、宗門人別改帳(天保 2、天保 3、天保 6)や触書留帳(宝永 7～正徳 6、文政 5)ものこされており、全体的に江戸時代京都の町研究の一助となる史料を多く含む。

◆N045 中野(盛)家文書

中野家は西洞院通二条下る二条西洞院町で染色を営む家。文書はすべて明治期のもので、7 点は明治 17 年に中野家が現住所に地所を購入、新築した時の売渡証・家買得入用帳・建築見積書など関係書類。そのほか疏水工費領収書、染物価格表、染物業番附、工芸品蒐集場仮規則がある。

◆N047 上田家文書

上田家は御池通寺町西入御池大東町で呉服店を営んだ家で屋号は銅人形屋。内容は証書類と「上田安兵衛日記」3 冊(明治 38～41)に大別できる。前者のうちもっとも年代がさかのぼるのは、延宝 6 年の家屋敷売券で、上田家が御池大東町内に買得した時のもの。このほか家屋敷売券・活券状・地券借地契約書の類が宝永 4 年から明治 34 年にわたり 22 点、借金証文等雑多なものが 8 点となっている。

◆N048 岩垣(善)家文書

岩垣家は屋号菱屋、二条通柳馬場東入晴明町で薬種商を営んだ家であるが、儒学者岩垣竜溪が出たことで記憶される家である。竜溪は家業を妹に譲り富小路通竹屋町下る大炊町に居を定め、儒学者として世に立った。

文書のうち、金銭出入あるいは諸行事を記録した帳面が 8 冊(享保～明治)あるが、これには一部竜溪自筆の部分があり、とくに彼が収入を得ていた借屋経営に関する記事、たとえば借屋の造作・家守の選任などが豊富に収められ、近世中期の借屋経営の好史料となっている。なお、岩垣家の借屋経営の問題については、伊東宗裕「近世京都における借屋経営」(『立命館文学』433・434号)に分析されている。

このほか、墓誌・系図などがあるが、とくに注目できるものに、竜溪没後に借屋を遺産として分配するためにまとめて書きあげた冊子があり、それには、没した時竜溪がもっていた 100 戸以上の借屋が列記されていて、これも借屋経営の一史料として重要視できよう。

◆N049 簀内(彦)家文書

簀内家は屋号井筒屋、押小路通塚町西入竹屋町で質屋を営んだ。内容は天明 2 年から明治 8 年までの、借金・質入、その他の証書類が大部分を占めている。なかでも嘉永 3 年の遠藤但馬守(近江国三上藩)の借金返済方取極証文に示されるように大名相手の金融も行った。

ていたようである。ちなみに、幕末の当主宗右衛門政善は『平安人物志』嘉永5年・慶応3年の両版に平曲の名手としてその名が載っている。

◆N050 松尾周氏所蔵文書

松尾家は左官業を営んだ家柄である。所蔵文書2点のうち、1点は明治32年の左官業組合役員簿で松尾家も名を連ねており、もう1点は年未詳であるが、国税・市税の集金名簿で、松尾氏との関連は不明であるが真野氏より村田氏への報告の形式で書かれている。

◆N053 皆山(勇)家文書

皆山(かいやま)家は屋号を大和屋と号し、堀川通竹屋町東入西竹屋町で材木商を営んでいた。文書は商売関係と能関係に分かれ、商売関係は、慶応3年の作事役所と徳川家に宛てた願書2点と「材木仲間組別名前帳」があり、皆山家は、七町目組に属していた。明治期については、京都第一材木商社の「京都博覧会出品録」があり、ここでは肝煎役をつとめている。

能関係は、皆山家が金剛流の肝煎役をつとめており、その関係で謡曲本、能組帳等がある。

◆N055 佐々木力松氏所蔵文書

西川武右衛門の記した天明8年から文化8年と文化10年から文政10年の記録帳2冊がある。天明の大火で石不動之町の居宅が焼失したことから始め、5年後苦勞の末に家名を再興し、さらに細工の奥儀を亡父から受け継いでいた従弟に相談して細工家業を再興したことなどが記されている。

◆N057 山口(源)家文書

卷子が1点伝存している。そこには孝悌忠信に厚かった先祖の徳を讃え、先祖の辛勞を考へて、家内・商売上の定書を記して読み聞かせたとある。家祖矢代宗円・正円が文政8年に没した後に作成されたことが記されている。

◆N058 近藤(滋)家文書

近藤家は代々道恵を襲名した塗師の家系で、『京羽二重』に「からす丸通にしき上町 道恵」とその名が出る。また加賀前田家の用達もつとめた。

内容は書状類7点(6巻38通と1幅1通)と同家由緒書7点に大別できる。いずれも塗師道恵あるいは次郎兵衛(2代道恵の通称)宛で、塗物御用をつとめた加賀前田家利常・綱利、老中松平信綱、九鬼長門守守隆など、大名、幕閣の要人から発信されたものである。ほとんど四季音物の礼状類であるが、注目すべきは前内匠頭政成(稲葉正成か)書状で、大永年間のものと伝える茶入を鑑定してほしいと書き、道恵が古器の目利きとみられていたこと

がうかがえる。

なお、この文書は、水原完「松平伊豆守より京の近藤道恵宛書状」（『歴史研究』278号）にも紹介されている。

◆N059 南部(彰)家文書

南部家は別に解説を掲げる八木家とともに葛野郡壬生村の郷士の家である。家伝によれば延徳3年に壬生村に来住し、以来郷士として代々相続したという。家系からは村内の壬生寺(地蔵院)の住職を出したこともあり、いわば壬生村の名望家であった。なお、『平安人物志』の文政5・文政13・天保9年の各版に当時の当主である南部与左衛門正賀が、同じく郷士八木家当主と共に相宅(天保9年版では算数)の部に出る。この関連資料としては「家相参考判断」という家相鑑定書(文化9)があるのみである。

文書の年代は、承応3年から明治末年にいたり、いくつかのまとまりを見せている。まず第1は、南部家の郷士としての由緒・相続に関するもので約60点。系図・由緒書等を除き、正徳3年12月に八木七郎左衛門・八木伝右衛門・石原久右衛門・南部又左衛門・四手井甚左衛門の5名が、郷侍(士)として幕府から認可を受けた時の請書や壬生寺の身元保証書4点が注目すべきものである。この5名はその時初めて郷士たることを公認され、公式に名字帯刀が許可され、以後代替りごとに追認を求めていった。南部家に関しては、元文3・寛政6・文化8・天保4・天保15・元治2年の各代替りの時の家督および郷士相続関係書類がのこされている。

第2に、南部家は壬生村の領主である公家の橋本家・梅園家・二条家の地方役人をつとめていたため、3家をはじめとする領主の年貢徴収関係書類約40点がのこされている。これは、年貢免状・勘定目録・皆済目録・高附帳が主なものであり、文化年間から明治初年にわたっている。

第3に壬生村本村と枝郷の状況を示す書類が10点あげられる。壬生村では壬生寺周辺の本村に対し、村域東部にその支配下にある帰命院前町・西往寺前町など6か町の枝郷があり、本村との間に格差が設けられていた。これについては八木家文書(N090)中にも延享4年からの関係史料があるが、南部家文書に収めるものは、天保13年に領主二条家へ夫役等減免を本村へ無断で訴願し失敗した時の訴状・詫状・町役人召喚状、および天保15年に本村百姓なみの取立を二条家へ出願した時の訴状などである。都市近郊村落における複雑な権利関係についての好史料であろう。

第4に、用水関係3点。このうち、天明7年11月5日付の堀川用水絵図は注目すべきものである。彩色の大型絵図で、堀川の兩岸を錦小路から四条の壬生村用水取入口までを描き、水死人や捨子のあった箇所を明示している。裏に錦堀川西側町・同東側町・壬生村の役人が連印(ただし本絵図は写)していることから、おそらく事故の時の処理責任の所在について取り決めの際に作成したものであろうが、用水導入口付近の状況を詳写している。あとの2点は、正徳2年7月の千本通埋樋修復願書(写)と、天保3年8月の西院村宛溝筋

和談一札(写)である。

第5は、葬式の悔帳・入用帳・葬列帳の類31点が、量的なまとまりをみせている。このほかには、書状や普請願書など雑多なものである。

概して、南部家文書は同じく壬生村郷士である八木家の文書とてらしあわせて分析すべきものであろう。とくに、郷士相続や領主との関係において両者の関係は深いものがある。

◆N061 寺村(八)家文書

寺村家は江戸時代以来、寺町通四条上る東大文字町に居住、堺屋を屋号とし、伊吹もぐさなどを商う家であった。当家文書は記録類と証書類に大別でき、数量的にもほぼ同数をなしている。

まず記録類の代表的なものをあげると、棚下帳、有物調帳、節季諸払帳、現代代呂物明細帳などの商売関係の記録がある。棚下帳は安政5年を最初として、明治14年まで毎年ではないがのこされている。また、有物調帳は明治3年のもの、節季諸払帳は安政2年から明治18年までの取引調簿であり、現代代呂物明細帳は明治19年、同27年の在庫商品の調帳である。この他の記録類としては、文字通り「記録」と題された冊子および「日史」と名付けられた日次記がある。「記録」はもぐさの効能、家族の年忌の次第などが記載されている冊子で、著者・年代は不明であるが明治期の寺村家の人により著されたものと思われる。また、日史は寺村雅禎氏により記された明治7年から同22年までの日次記である。

他方、証書類は譲状と売買・借用関係のものにわけることができる。譲状は寺村家にかかわるものばかりで、もっとも古いものが明和4年、もっとも新しいものが明治14年である。売買・借用関係のものは元文4年から明治35年という残存状況で、商売関係の売買証文、寺村家(堺屋)宛の借用証文が多い。ここにあげた他、明治24年の大文字町家屋敷勘定簿なども寺村家および町の様子を知る上での一助となっている。

◆N062 豊田(又)家文書

豊田家は屋号を伊予屋と号し、錦小路通麩屋町西入東魚屋町に任していた。この錦小路通富小路以西高倉以東の地域は、江戸期に鮮魚三市場の一つ錦ノ店市場があったところで、当家は魚仲買商を営む家であった。文書は、豊田家と、魚仲買仲間関係が大半を占め、他に板倉周防守触状や町組・町関係がある。

豊田家自体のものとしては、家屋敷売券・金子借用証文などの証書類と相続関係、家訓、奉公人請状などがあり、商売関係には、明治35年の勘定帳がある。

魚仲買仲間関係は、大半が金銭覚であるが、魚仲間の社会的な状況のわかる史料が数通ある。文化元年6月5日の三店仲間の願書は、明和以来の直売直買が次第に魚仲間を圧迫してきたことがわかり、安政3年の三店魚仲間定は、この時期に魚仲間が再興されたことを示しており、ともに好史料である。明治期を迎えると明治元年商法大意を受けて「錦小路店魚仲買仲間名前帳」が作成され、同年、「商法御会所御鑑札受取書」によって鑑札を受

けたことがわかる。明治3年3月には、第二魚鳥商社の肝煎が決められた口上書があり、このころ魚仲買仲間から商社へと変わったものと思われる。これについては、「商社規則」等がある。この他、錦魚仲間と錦天満宮の関係として、文政9年の「天満宮灯笼寄進帳」等がある。幕末には、錦講というものがみえ、魚仲間で構成されており、この講金の借用証文が多くみえる。明治9年には、錦天満宮社積立会、明治30年には錦友会とみえ、錦講の後身であったと思われる。

町組関係は、町代改義関係1点と明治期の「中添年寄印鑑并條目書」があり、この他、下京三町組新町武蔵組の町々が加入する祇園講関係史料3点がある。町内関係には、明治4年の「町中表借家普請控帳」、昭和16年～20年までの「町内会記録」がある。

◆N063 瀧野徳太郎氏所蔵文書

錦小路通丸東入元法然寺町の沽券改帳が1冊あり、明和4年の沽券改と以後嘉永7年までの家屋敷売券が記載されている。

◆N064 住心院文書

本山修験宗の住心院は東洞院通三条下るにあり、聖護院門跡の院家の一つであった。伝存文書は住心院宛、勝仙院宛や極楽院宛があり、伝存経路についての研究は高埜利彦「修験本山派院家勝仙院について」（『東京大学史料編纂所報』14号）がある。これによると住心院は戦国期に廃絶したのを勝仙院晃玄によって再興され、宝永7年に勝仙院から住心院への名称変更が確定された。これは宝永5年に住心院が焼失したことと関連があるかもしれない。

勝仙院は応仁以降存在すると思われ、この期から江戸初期にかけて、先達職補任や出世召加についての聖護院門跡発給文書が23通ある。また毛利元就、武田信玄、徳川家康等の書状が9通あり、戦国期の勝仙院の活動がうかがえて興味深い。土倉沢村氏が先達職を当知行していたことを示す文書もある。

一方この時期上野国年行事職に関しての足利義昭の御内書や北条氏直の安堵状等が8通あり、すべて極楽院宛であるが、上野国年行事職が勝仙院の支配に帰した為に伝存していると思われる。

住心院が廃絶する以前のものとしては、文書中最古の文永元年の「関東下知状案」（『鎌倉遺文』に収載）があるが伝存経路は不明である。この他に住心院宛のものとしては、嘉慶2年法輪院良瑜、応永29年千光院道意による先達職上分等の大悲寺僧正遺跡の宛行状があり、住心院発給のものとして甲斐や陸奥における先達職の宛行状がある。

僧位僧官の任叙に関する口宣案も多く伝存し、勝仙院澄存（澄興）の文禄4年以降慶応3年にいたるまでの36点がある。

◆N065 山本(庄)家文書

山本家は錦小路通堺町東入中魚屋町に店を構え、江戸時代には近江屋と号し、戦前は山市と号していた。近江屋市蔵名の明治元年9月の錦魚仲間の鑑札があり、この名は豊田(又)家文書(N062)の慶応4年8月の「錦小路店魚仲買仲ヶ間名前帳」にもみられるように、錦店の魚仲買仲間であった。魚仲買仲間関係の文書は見当たらず、ほとんどが親類筋の丹波屋(林家)の文書である。内容としては、幕末から明治初期にかけてのもので、証書類が多く、書状、券状、建家見積書等がある。林家は柳馬場通錦小路上る十文字町に居を構え、明治3年の口上書によると文久3年から元治元年にかけて、水戸藩士の下宿になっており、そのため元治元年6月には桑名藩兵と誠生組が押し入り、翌月の禁門の変による火事で居宅は全焼している。

◆N067 平井(啓)家文書

平井家は近世以来三条通柳馬場西入榭屋町に住する薬屋で屋号を鍵屋といい、当主は代々六兵衛を名乗っている。安永8年の由緒書によれば、もともとは近江高島郡の出身で、4代六兵衛の時に京に出て来て呉服商を営み、6代六兵衛の時から薬屋を営むようになったという。店を現在地に構えるようになったのは6代目の時からである。文書は396点の多数に及ぶが、大旨、(1)平井家=鍵屋関係、(2)万屋関係、(3)榭屋町関係にわけることができる。(2)の万屋関係が当家にのこされているのは、5代目六兵衛の長女しなが両替商万屋(荻田)治兵衛に嫁いだ関係からと思われる。

まず(1)の平井家=鍵屋関係のものについては、当店の専売特許の薬であった養命膏をはじめとする薬および商売向きのもので平井家そのものにかかわるものに分けられる。嘉永2年に書かれた養命膏についての由緒および効能書、養命膏および他の薬の調合法を著した冊子、明治期に入ってから養命膏の商標登録証(明治44年、大正7年)などが薬関係の代表的なものであるが、「京都売薬盛大鑑」(明治9年)、「京都売薬三府俳優花鳥見立鑑」(明治10年)、「京都諸売薬購求便利定価附」(明治19年)などの番付類も当時の京都の薬屋の状況や製造されていた薬の庶民への浸透の様子が知られて興味深い。明治9年の「売薬盛大鑑」は各薬屋でつくられた薬を竜虎2つに分け、それぞれ相撲番付になぞらえて大関から順に記したもので、当家の養命膏は虎の前頭に列せられている。次の「花鳥見立鑑」は薬を俳優に見立てその名を書いたもの、「購求便利定価附」は薬名と価格を記したものである。この他、備前岡山算用帳(年未詳)などをはじめとする金銭出入帳・通の類、および借用・売買の証書類も幕末期を中心として商売向のものとしてのこっている。

また、平井家そのものにかかわるものとしては安永7年の5代目六兵衛次男の婚礼記、天明2年、6代目から7代目への譲の際の次第を記したもの、天明5年の6代目六兵衛の剃髪記、幕末期に書かれたと思われる家鑑など家の儀式を中心にした記録があげられる。家鑑は家訓的色彩も強く、各儀式の際の出入費、衣装などにつき詳細に書かれており、平井家の商家としての在り方を見るうえで一助となるものである。

(2)の万屋関係の文書が平井家に伝来している理由については、先述の通り5代目六兵衛

の娘が万屋に嫁したことによると思われる。万屋は代々荻田次(治)兵衛を称する両替商で、店の場所も柳馬場通三条上る油屋町と平井家と近隣している。当家関係の代表的なものをあげれば、年未詳ではあるが本両替仲間の定書や両替代銀の預り手形などの両替関係である。仲間の定書は 8 か条にわたり仲間の在り方を定めたものであり、手形は両替屋ならではのものといえ、永原屋などの他の両替産の名もみえる。この他、幕末期を中心とした取引関係証文および借用証文が多数残されている。

(3)の町関係としては町中申合せ、榊屋町譲状綴、絵図があげられる。申合せについては一通は明治期のもので、あと 2 通年未詳のものがあり、3 通それぞれ若干条文の内容が違っている。譲状は町内銘々死後譲証と題されており明治 6 年のもので、榊屋町住人の譲状を綴にしたものである。絵図類は明治期の町絵図があるほか、主たる家々の間取図が数点残されており、榊屋町の住宅構成を知る手がかりとなっている。

◆N069 向(藤)家文書

向(むこう)家は寺町通三条下る永楽町に江戸時代初期より居住し、屋号を伊勢屋と称した。幕末期には、仏具・神具商、両替商等多角経営を行っていた。当家にのこされている文書は、鳳輦等の金物調進に関する願書や褒詞書、絵図等である。

◆N070 浦上(芳)家文書

文書は両替町通姉小路下る柿本町に存した人丸大明神に関するもので、1 点は元治元年に記された人丸明神の由緒の略記、もう 1 点は元治元年の大火で焼亡した人丸大明神社再興についての大興侍内山岡雅楽宛の寄付願(慶応 2 年)である。町と人丸大明神との密接な関係が知られる。

◆N071 小野(久)家文書

文書は慶応 4 年 1 月 14 日付、金穀出納所の報恩金受取証文 1 点である。慶応 3 年に設置された金穀出納所は慶応 4 年 2 月には会計事務局、のち大蔵省と改められていき、この文書は金穀出納所としての終末期の文書といえよう。

◆N072 茂木(文)家文書

聚楽廻西町に今も往時のおもかげを伝える茂木家は、江戸時代に所司代組同心だった家であり、文書 7 点と絵図 35 点を伝存する。

絵図はおよそ幕末のものと思われ、「御蔭祭下鴨警固図」等の警固絵図 26 点と、「勤番下宿善能寺図」等の勤番下宿図 5 点があり、さらに牢絵図や所司代組与力同心屋敷図がある。特に「新屋敷図子」と記された屋敷図をみると、「惣坪数貳万貳千坪」、「与力壱軒貳百五拾七坪程之積り、同心壱軒六拾坪程之積り」とあり、また東西・南北の間数は、『京都御役所向大概覚書』巻 1 に記された水野和泉守組屋敷の間数に一致し、与力同心屋敷が幕末にい

たるまで変化のなかったことがわかる。

◆N078 谷本(民)家文書

明治 29 年を上限とし、すべて明治から大正にかけての近代文書。現蔵者の実家である谷口家がそのころ木屋町通二条上る付近で米商を営んでおり、そこで使用する水車を同所付近に建設していた。のこされた文書は、すべてこの水車建設にかかる文書で、鴨川から水を引く水路建設および水車建設の申請書、京都府の認可書などであるが、全 19 点のうち 10 点は水路建設にかかる図面である。

◆N082 畑(茂)家文書

畑家は江戸時代中期以降、香具商を業とする家柄で屋号は笹屋、松栄堂を称している。昭和 9 年に畑延三郎により記された当家の由緒書によれば、畑家はもともと清和源氏の流れをくむ新羅三郎義光を祖とするといひ、南北朝時代には畑時能が新田義貞に従い活躍したといわれる。その後、細川家に仕えたり、また、青蓮院宮の仲介により禁裏勤めもしたが、17 代六兵衛の時に現在地に開業したと記されている。

畑家の沿革は以上のごとくであるが、香そのものにかかわる史料は意外に少なく、文化 9 年と明治 31 年の年紀を持つ法組と名付けられた冊子 2 冊ぐらいである。法組とは薫香を作る際の材料の調合を記したもので、例えば玉蘭香であれば白檀 150 目、乳甲 200 目といった具合に書かれている。

また、当家文書の中では書状類が大きな割合を占めているが、内容的には畑六右衛門等の親族からのものと、丹波多紀郡の太寧寺との書翰に大別出来る。内容的には年忌の取り行いについてや、季節見舞いなどが多い。この太寧寺は細川家の創建でありおそらく細川家に仕えていた頃からの当家の菩提寺であったらしく、親類の年回なども同寺で行っている。この他江戸時代後期を中心として、金銭関係の証文ものこされている。

◆N083 杉浦(利)家文書

杉浦家は屋号を大黒屋と称し、三条通富小路西入中之町で呉服商を営んだ家。三井(越後屋)・下村(大丸)などとならび、呉服二十軒組仲間に名を連ねた有力商人でもあった。また、同家は第 4 代三郎兵衛宗仲が石田梅岩の門に入り、同時に石門心学の後援者となり、その点でも著名である。

文書の内容は、商家としての活動を示すものは意外に少ない。特色としてあげることができるのは、家内の法事・葬儀・結婚、あるいは元服・剃髪・喜寿の祝いなど、冠婚葬祭の一件記録が 283 点ものこされていることである。なかには同家家族の者だけではなく、使用人・別家中のそれまで含まれている。大部分が冊子にまとめられ、年代は天明 4 年から昭和 13 年にわたる。たとえば法事の記録では、その経過のほか仏壇の荘厳、供物、齋の献立、参会者名前、到来物、諸入用、その他の事項が詳細に記される。もちろん、このよ

うな記録はあるクラス以上の家ではさほど特記すべきものではないが、かくも大量に、しかも 140 年の長期にわたりのこされている事例はきわめて異例に属し、江戸時代の商家の各種行事や習俗を分析するうえで興味深い史料といえる。

次に重要な史料として、家法・店法の類をあげることができる。このうち、同一装訂・同一筆で、題簽に「家内之定」「家業之定」「石田先生語録」と記した 3 点の冊子がとくに注目に価する。「石田先生語録」は石門心学の祖である石田梅岩が門人と問答した筆録(抄本)で、同家と石門心学の関係をうかがわせる。前 2 者はそれぞれ家法・店法に相当する。「家内之定」に「主人常に心得べき事は、石田先生御示治家の章、家内を義にむかはしむるの章、別書に記せる如く慎み守るべし」という一条があるのは、「石田先生語録」に「家内の者を如何いたし義に向はしめ申べく候や」という問に対する梅岩の答を載せている箇所と照応し、また「家業之定」に「石田先生商人の道を示してのたまふ。商人の其始をいはゞ、古は其余ある物を以て其足らざるものに易て互に通用するを以て本とするとかや」云々と記すが、これはやはり梅岩の著『都鄙問答』の一節をそのまま引いている。少なくともその用語・論理など石門心学から深い影響を受けていることが明らかである。このほか家法・店法の類は 15 点、年代は享保 19 年から大正 9 年にわたる。享保 19 年の 1 巻は内容からみて前述の「家内之定」「家業之定」の前身と思われるもので、これから家法・店法にわかれて整備されていったものであろう。ついでに、以上のうち「家内之定」「家業之定」など 4 点は、岡光夫「京商人杉浦家の家則」(『経済学論叢』16 巻 2 号)において、杉浦家から流出した別本に拠り翻字されていること、および藤田彰典「京都の商家杉浦大黒屋の家訓」上・下(『京都文化短期大学紀要』創刊号・2 号)に家訓を中心とした史料が紹介されていることを書きそえておく。

上記 2 類が史料として重要とみなし得るものであり、このほか書状(四季の挨拶)や若干の証文、代々の書跡(短冊・掛幅等)、あるいは心学の後援者にふさわしく石田梅岩著『都鄙問答』版本 2 冊(書き入れ多)などが所蔵されるが、江戸時代の商業活動をうかがいえる帳簿類はのこされていない。なお、これらのほか原在中画「石田梅岩肖像」(『史料 京都の歴史 5 社会・文化』口絵)がのこされている。

◆N084 長崎(光)家文書

当家の文書はすべて三条通西洞院西入塩屋町の近代の土地関係のもので、明治 3 年の御改正券状、明治 6 年の地券願書、明治 8 年の家作坪数代価取調簿 2 冊、明治 10 年の地所間数取調書の 5 冊である。どれも記載は詳細で、近代の塩屋町の構成員数および土地所有の様子がよくわかる。

◆N088 木村(辰)家文書

木村家は代々枳屋を屋号とし、古道具を商う家柄で、その関連から安政 4 年より明治 12 年までの金銀出入帳や、慶応 4 年の古道具商の鑑札がのこされている。また、直接商売自

体に関係ないものも含まれるが、明治6年から明治26年までの証書類14通も木村家宛の借用証文がほとんどで商売関係に入れられるであろう。

また、明治の10年代から30年代に至り当主が伊勢講日丸組の組長をつとめていた関係で「日丸組宿附」(明治13年)、「日丸組通」(明治33年)など伊勢講関係のものもある。この他、「科条類典」抄、慶応4年の役職便覧などがのこっている。

◆N089 遠藤(孝)家文書

遠藤家は屋号を平野屋といい、三条通鳥丸東入梅忠町に居があった。この梅忠町には『京雀跡追』にも呉服屋が示されており、遠藤家も呉服商として酒井雅楽頭家をはじめ大名公家衆の御用をつとめていた。また、綿仲間として即位御用・将軍宣下御用等の進献にあたっており、明和8年から慶応3年にかけての「御献上御綿御用帳」2点がある。なお近代に至り、大正頃には京染御服悉皆同業組合に参加している。遠藤家文書の大部分を占めるのは、棚下帳、金銭貸借関係、奉公人請状である。また文化15年から明治12年にかけての日記が24点のこっている。

町に関したものはほとんどないのだが、万延元年から文久4年の「役中日用録」6点や明治期の30分1の「梅忠町全図」等がある。

ところで遠藤家は石門心学を家学としており、天明8年記の「家訓」をのこしている遠藤理助は全交と号し、13歳の時師事していた石田梅岩の死に会うも、石門心学の発展に貢献したことで知られている。現在も遠藤家は杉浦・上河両家と共に石田家の墓を守護している。

◆N090 八木(喜)家文書

八木家は葛野郡壬生村の郷土の家で、一般には幕末に新選組の屯所となったことで知られている(ただしこの文書中に新選組関係のものは収められていない)。家伝によれば、天正年間に丹波国八木荘から壬生村へ移住したという。文書のうちもっとも古い年紀をもつものは寛永9年6月22日付の堀川用水に関する訴状と同年6月27日付の同じく訴状であるが、これは後年に証拠書類として作成された写しであり、正文では元禄12年4月6日付の田地作職売券である。新しい方では明治16~18年の西高瀬川筏流通関係綴となっていて、その間約200年、うち18世紀のものが252点と7割近くを占めている(但し無年紀は除く)。

全体の内容を大別すると、第1に南部家と同じく郷土の由緒・相続に関する史料が約70点。正徳3年12月の八木七郎左衛門以下5名が郷土取立に際して出した請書をはじめとして、代々相続の時の由緒書や帯刀願書など、南部家と似たようなものが多い。南部家文書(N059)にない史料としては、郷土取立、あるいは相続の際、地蔵院(壬生寺)から出された郷土引請一札(身元保証書)9点がある。

第2に、南部家と同じく壬生村領主の地方役人をつとめていたので、対領主関係の史料が56点のこされている。このうち37点は、公家の橋本家領納米代銀借用証文(明和6~安

永 7)。実態は判然としないが、講が結ばれていたか名目銀的な貸付が行われていたのかもしれない。あとは皆済目録など多様であるが、とくに梅園家が壬生村から借金をかさね返済困難となり、長期割賦返済法を定めた証文 3 点が領主の困窮ぶりを如実に示している。

第 3 に用水に関する史料 11 点。うち近世分は 1 点が二条城外堀よりの用水増加願書(享保 7 年 5 月)であるほかは、他村との水論関係 9 点である。享保 13 年の中堂寺村など 7 か村との済証文写や、明和 7 年の壬生村・中堂寺村を西八条村以下 4 か村が訴えた際の訴状・返答書(いずれも写し)、あるいは証拠として出された寛永・承応期の裁許状・返答書の写し、文久 3 年の用水論争調停依頼書がその内容であり、いずれも堀川からの分水をめぐる争論である。明治期の 1 点は二条城外堀からの分水願に関する書類綴(明治 19~27)。

第 4 に西高瀬川における筏流通関係 3 点。丹波から保津川を流してきた材木筏をそのまま京都市中へ流通させようという計画が明治 10 年代におこった。発議者は八木秀二郎をはじめとする壬生村の有志、丹波の木材業者らで、そのため願書案、書類綴(明治 16~18)、八木秀二郎の「筏日記」と題する出願経緯記録(明治 16~17)がのこされている。なお筏流通は明治 17 年に認可されている。

このほか、数量でまとめたものには、奉公人請状 25 点がある。なお、八木家の現在の邸宅は京都市指定文化財であるが、この建物を文化 6 年に建て直した時の普請願書がのこされているのも興味深い。

◆N091 熊谷(純)家文書

熊谷家は屋号を香具屋(鳩居堂)と号し、寺町通御池下る下本能寺前町で薬種屋を営み、江戸時代後期には、薫物線香の製造や筆や墨の販売等をしていた家である。のこされている文書は、中世文書 1 巻の他は江戸時代後期に集中している。大別すると熊谷家個人に関する文書、熊谷直恭・直孝の救済事業関係文書、八日組薬種屋仲間関係文書、西京村阿弥陀寺関係文書に分けられる。

中世文書 1 巻は、建暦元年から天文 14 年までの売券・譲状等 12 通の手継文書で、一部は『大日本史料』に「京都博覧会社所蔵文書」として紹介されている。まず、「系図 六角西洞院南西角相伝次第」とあり、平安末から文明年間ごろまでの相伝されてきた人名が記され、次に証書類が継がれている。ところが、証書類には相伝系図に該当する人名はなく、対象となる地域も六角・蛸薬師・油小路・西洞院の方一町に分散している。巻頭・巻末に「澤邑蔵書」の印があり、はじめは沢村家に伝わった文書であったようである。文明 13 年 2 月 9 日の「阿古女家地売券」は、沢村平左衛門宛であり、以後沢村家に関する文書が続く。この沢村平左衛門は、『室町幕府引付史料集成』などにも名前がみえ、土倉沢村家の一人であったと考えられる。天文 14 年 6 月 24 日の「沢村千松売券案」は、「六角与四条坊門油小路与西洞院中間方四町々、但未申紫野地を除く」地域を本能寺に売却しており、この文書でこの巻子の性格がわかる。おそらく、文明年間から天文年間にいたる間、沢村家がこの方一町の土地を買い集め、本能寺へ売却した後に、のこった文書を 1 巻にまとめたものと

思われる。天文法華の乱後、本能寺が旧寺域へ移転する以前の伝領経過や土倉沢村家の活動の一端が知られ興味深い。この他、建暦元年3月20日の「僧睿賢券契状」は、宅地保証に検非違使が証判する早い時期の例である。

次に熊谷家自体に関するものは、系図・由緒書・事蹟等があり、次に記す救済事業等とも関連するものがある。この他に熊谷家は出版事業にかかわっており、『聖蹟図』等の板木の受取手形や熊谷直孝による『麦飯すすめくさ』等の木版印刷の心得書がある。

救済事業関係には、天保7年の大飢饉に際して三条河原で救小屋を建て救米活動を行った記録「施行日記」等2点と慶応4年の鳥羽・伏見の戦の後、戦災にあった鳥羽・伏見・淀・八幡地域の各町村の被害状況を調べた家数取調帳・難渋人調書・救米覚等108点がある。この他、嘉永2年より種痘活動が行われ、御幸町通姉小路上るに種痘所有信堂が設立される。これら種痘関係史料8点がある。

八日組薬種屋仲間関係は、文政2年から4年までの大坂・堺糸割符唐物方との相論文書72点に限られる。八日組は、文化元年に唐物取締役を命じられ、大坂・堺から来る唐物に付されている送り状を証明し、役所へ員数を届けることを役とした。この相論は、文政2年の前半期の送り状について八日組方の文買手続に問題があったとして起こったものである。

次に阿弥陀寺関係についてみると、阿弥陀寺は現在の上京区行衛町にあった寺で、明治5年に廃寺となっている。文書は延享元年から天保14年までの普請願書および絵図24点、西京村突抜町・天満屋町の寺領畠地・屋敷地に関する証文10点がある。この他に享和3年の「御触口上覚」や宗旨書改に関する願書、明治初年の境内除地に関する証文等がある。なお、この他に未調査史料が多く所蔵される。

◆N093 奥村(俊)家文書

奥村家は当道座最後の惣検校であり、伝存する文書はすべて当道座に関する貴重な史料である。1巻に納められた禁制6通(うち3通は案文)は、当時の当道座の独自の活動がうかがえて興味深い。また明暦頃久我広通より当道座に与えられた後白河院宣案写、後奈良天皇綸旨や「当道座中由緒書」は久我家の管領を示すものである。

この他には、天正2年に村井検校によって記された打掛や惣別当次第等の記録写や、「当道要集」との対比が必要な「古式目」、「検校座中式目」がある。また「当道大記録」や「当道要集」等も諸本との対比が必要であろう。さらに「封事日記帳写」のように当道座の変遷を知るうえに必要な史料もある。なお、禁制については宇野日出生「禁制にみる当道座」(『京都市歴史資料館紀要』創刊号)に紹介されている。

◆N094 中川(嘉)家文書

中川家は河原町通三条下る一筋目東入大黒町に居住し、酢屋と号する材木商の家であった。のこされている文書は、商売関係としては嘉永4年の「角倉御家領高瀬運送所差配方

許可証文」、明治 19 年の「材木尺挽勘定帳」等があり、この他に材木仲間関係 1 点がある。町内関係には安永 8 年の町絵図等の絵図 6 点がある。

この他には、「涙痕帳」と表題にある記録があり、海援隊日記と嘉永 6 年 6 月の異国船渡来日記からなっている。当家は、幕末期に一時坂本龍馬の寓居であり、その関係からこのような史料が伝存したものと思われる。

◆N096 長野(誠)家文書

長野家は享保 10 年本家千切屋から別家し、高倉通三条下る丸屋町に住した。文書は、長野家が当地に来たときの人別送状・借屋請状があり、家訓、遺書などもある。また丸屋町では、文政 10 年から松平越中守家中の宿所に利用されており、五軒家年番の諸家に対する書翰控等がある。明治期の文書は、副区長任命帯刀許可状や奉公人請状等がある。

◆N097 正運寺文書

当寺は蛸薬師通大宮西入に位置し、浄土宗鎮西派金戒光明寺に属し、洛陽三十三か所の 26 番札所の寺である。文書は人別改帳、回向帳、入大会帳、檀家帳などがのこされている。

まず人別改帳は天保 10 年・安政 6 年・明治 3 年の 3 冊分がのこっている。また、回向帳は檀家の人々の忌日を日別または月別に記したもので、嘉永元年のものは 1 日より 30 日までのものが揃っており、この他、嘉永元年の月別の 3・4 月分、弘化 4 年の日別のものなどがある。檀家帳は明治 14 年段階のものがのこっている。この他、檀家の人々の死没年と戒名を記した過去帳、入大会という冊子が天明 8 年から天保 14 年まで継続はしていないが保存されており、寺の重要証類となっている。この他の寺の記録としては寛政 11 年の日記、豊臣秀吉の葬儀の出席者書、新霊帳(文政 10 年)などがあげられる。

以上の記録類のほか、金子関係の借用証文などものこされているが、そのほとんどは寛政期から幕末にかけてのものである。但し、証書類の中で金戒光明寺末寺の寺院の明治 4 年の境内地書上げが 5 点あるが、明治 4 年の上地令と関連するものと考えられ興味深い。

◆N098 善想寺文書

善想寺は、三条大宮町に位置する浄土宗の寺院である。文書は幕末の触留 3 点と安政 6 年の「善想寺新古什物帳」、慶応 4 年の「境内除地御改帳」、「墓所石碑持主取調帳」がある。

◆N099 光明院文書

慶長 7 年道空の開基といわれる浄土宗西山禅林寺派の寺で六角通大宮西入三条大宮町にある。天明 8 年の万里小路宣房書の縁起には「粟生山歎喜光明院黙然寺縁起」と題されている。伝存文書は天正 19 年浄国寺尊空上人宛の後土御門天皇綸旨并女房奉書や、天明 8 年焼失以前以後の指図を記した普請作事差出書がある。

◆N100 広田(静)家文書

広田家は堺町通二条下る杉屋町に居住し、屋号を糶屋と称し、近世以来米屋を営む家柄である。米商関係のものとしては、幕末期から明治期にかけての米取引関係の証文、当家証文類の大きな割合を占めているし、また、すべて明治10年代のものであるが、金銭出入帳、諸事入用帳、および分家の際の控帳(明治元)などの商売向帳面がのこされている。明治期には米商社にも関係していたらしく、年未詳であるが米屋肝煎押印の商法会所設立趣意書、商社宛の米出入の証文(明治3)がある。また、これらに付随して、奉公人を雇い入れる場合の人物証明ともいえる雇入証書も残されていることは明治期の当家の商売の様子を類推させてくれる。

米屋と町の人々との結びつきが密接であることはいうまでもないが、広田家では町内への協力も盛んであったらしく、例えば災害などの際の救米施行を行い、さらに学校建設にも尽力し、これらに対する救米受取状、感謝状などがみえる。そして明治8年には上京区第29区の副区長をつとめている。また、明治13年には広田善五郎氏によって家訓ともいべき「家名譲に付認置」が記され、広田家のありかたが20か条にわたり記されている。

この他、天保14年の糶屋善兵衛の道具代他の受取証文をもっとも古いものとして、幕末から明治期にかけての、相続・譲り、養子・離縁、人別受取などの証文が多数残されている。

◆N101 竹間小学校所蔵文書

永年保存になっている「学校沿革並校勢」1点。昭和27年に整理した上で記録したもので、学校の名称、歴代学校長、校舎増築並びに移転、御真影拝戴、宮殿下御就学、事蹟(育友会関係)からなり、昭和44年度まで追録されている。

注)竹間小学校は、平成5年3月に閉校。

◆N102 教業小学校所蔵文書

永年保存の「学校沿革史」と「明治10年12月地所間数取調書」(昭和4年8月写)の2点。「学校沿革史」は大正5年に学区の位置・学区の沿革・校地校舎・学校長・学校の沿革の項目ごとに整理記録され、現在まで追録されている。

注)教業小学校は、平成4年3月に閉校。

◆N103 富有小学校所蔵文書

「沿革史」「在籍児童数調」(昭18~34)「富有校百年史」の3点。「沿革史」は明治40年度の記録に現在までを追録。「富有校百年史」は九十周年(昭34)までの内容が、設置、設備施設、職員・学事関係者、児童、経費、補習教育等に整理記録される。

注)富有小学校は、平成5年3月に閉校。

◆N104 銅駝史料館所蔵文書

銅駝小学校は新制中学校、美術工芸高等学校と変転したので、小学校時代の史料が銅駝史料館に保管されている。学校沿革史は昭和19年～22年度の1点のみであるが、昭和18・20年度と21年度下巻の学校日記を保存する。貴重な史料に銅駝小学校教育委員会記録があり、新制中学校移行期の事情を知ることができる。

大正から昭和初年にかけては、個人の小学校への物品寄贈、寄付金があいつぎ、銅駝篤志会、銅駝教育賛助会の活動の一端を知る史料がのこる。なお、明治期のものには、明治8年の下等小学教則、日露戦争後の銅駝尚武会への感状などがある。

◆N105 柳池中学校所蔵文書

文書は明治6年の女紅場規則、明治8年の幼稚遊戯場規則および柳池教育会関係のものである。女紅場および幼稚遊戯場は明治期に女子教育・幼児教育のために設立されたもので、両者とも京都市内で設立された古い例に属する。女紅場規則は女子教育の必要性、在り方を明示しており、また幼稚遊戯場規則は幼児教育についておもちゃの選定など具体的に定めたものである。

柳池教育会は明治20年代後半には学区の教育振興のため設立されたものであるが昭和7年に新しく財団法人として新出発し、当中学校文書には教育会の会記録・決議録・定期報告控がのこされている。

注)柳池中学校は、平成15年3月に閉校。

◆N106 明倫小学校所蔵文書

永年保存の「京都市明倫尋常小学校沿革史」1点。明治30年に記録され、その後、現在まで追録されている。明治20年代までは京都府の布達類の記載が多く、明治30年以降は明倫校個有の沿革が記される。校舎新築、学校行事関係がくわしい。

注)明倫小学校は、平成5年3月に閉校。

◆N107 龍池小学校所蔵文書

龍池(たついけ)小学校の所蔵文書は永年保存の「校史」1点。明治43年6月に編さんされ、以後、大正12年3月まで追録されている。校舎の新改築関係にくわしく図面の掲載が多い。学校の沿革・行事が編年で記され、明治13年以来の積立講、同24年の御真影下賜願等が注目される。

注)龍池小学校は、平成7年3月に閉校。

◆N108 梅屋小学校所蔵文書

明治31年の「学校沿革史梗概草案」と「上京区第十八学区町名録草本」、昭和6年頃記録のち追録の「梅屋沿革史」、「颱風害罹災状況記録」(昭和9)、梅屋商業青年学校・同実務

女学校「沿革史」の5点。他校に商業青年学校・実務女学校の記録が少なく、貴重である。

注)梅屋小学校は、平成7年3月に閉校。

◆N109 生祥小学校所蔵文書

永年保存の「沿革史」1点。明治元年12月から大正9年5月の途中で同一人の手になる記録を失っており、昭和18年から改めて追録されている。

注)生祥小学校は、平成5年3月に閉校。

◆N110 日彰小学校所蔵文書

本校所蔵文書は譲状、触状写、地租上納帳など、すべてが町関係のものである。譲状は学区内帯屋町清水屋関係で、年代のもっとも早いものは寛政11年、新しいものは弘化4年である。触書写は享保11年、他に明治4年の学校改築の際の中魚屋町出支額割付書、明治6年の中魚屋町地租上納帳など近代の学区の様子を語る史料ものこされている。

注)日彰小学校は、平成5年3月に閉校。

◆N111 初音中学校所蔵文書

文書は学校沿革史3冊、昭和11年編の学校沿革史および新学制実施要綱(昭和23)の5点である。3冊本の学校沿革史は大正4年に編集された初音校沿革略史を土台として編集されたもので、開校時から昭和20年代までの校史が記載されている。

注)初音中学校は、平成5年3月に閉校。

◆N112 本能小学校所蔵文書

永年保存の「学校沿革史」1点。大正15年頃に記録され、のち現在まで追録されている。要記を記載した簡略なものである。

注)本能小学校は、平成5年3月に閉校。

◆N113 立誠小学校所蔵文書

明治3年3月、京都府が下京六番組に出した地子免除の証文1点。地子免除の証文は市中の各番組に出されているが、小学校が所蔵している例は少ない。

注)立誠小学校は、平成5年3月に閉校。

◆N115 小島新三氏所蔵文書

小島家に所蔵される文書は、山鉾関係の文書で、寛政10年書記の祇園会山鉾の品評を記した「山鉾評判記」、天保9年の「函谷鉾寄附金願書」、安政3年の「孟宗山仕方帳」の3点である。

◆N119 高木(三)家文書

高木家に所蔵される文書は、元和8年8月20日付の上京宛板倉重宗9か条触状(正文)1巻と、文政元年の町代改義一件後取り決められた「下一条組掟条々」1冊がある。

◆N120 山田(稔)家文書

山田家は柳馬場通丸太町下る四丁目に住し、井筒屋を屋号とし、傘提灯を商う家で、江戸期には禁裏御用をつとめていた。その関係から、「禁裏御所様御出入訳書」(元治元)、「御所様諸事控帳」(元治2)など御所との出入りを示す文書がのこされている。

また、明治期には山田家の当主が四丁目の戸長をつとめたこともあり、「町入費金銭出控帳」(明治9~10)、「会議席元帳」(明治10~37)をはじめ町政関係の記録がある。なかでも明治4年から20年代までの諸事日記は、山田家が戸長の任にある時だけに町の状況がよく知られる。

更に明治3年・明治6年・明治17年の活券状控帳、地籍書などの土地関係の文書も町住人の動態を知るうえで貴重といえよう。

◆N121 長束(鶴)家文書

長束(なつか)家は豊臣秀吉の五奉行の一人長束正家の子孫と伝える家で、江戸期には両替商を営んでいた。文書は二条通河原町東入樋之口町諸記録、地券改帳、共同組規約書など長束家そのものにかかわるものはなく、樋之口町関係のものがほとんどである。

まず、謄記録は天明から明治年間の記録で、記載は土地売買、年寄交替の際の出銀の覚書が中心で町出銀の規定とも言うべきものである。この他町文書の主となるものは明治10年の樋之口町地券改帳、明治31年の共同組の規約書であるが、明治2年に起こった町内捨子一件、慶応元年・明治2年の養子不通証文、大正期の代人料徴収証などがのこされている。

◆N122 高木(治)家文書

高木家は江戸期より三条通新町西入釜座町に住し、現在もなお続く釜師の家柄である。その関係から当家文書はすべて釜座および鋳物師にかかわるものばかりで、「釜座伝来記」「座法掟書写」「鋳物仕様帳」などがその代表的なものである。

「釜座伝来記」は釜座・鋳物師関係の種々の証文を写しまとめたもので、天正2年の諸役免除の繪旨写がもっとも古いもので記載は文化13年に至っている。また、「座法掟写」は寛永13年の10か条の掟書の写しであり、「鋳物師仕様帳」は禁裏関係の注文品の寸法、形態などを示したもので文化13年に記されたものである。その他、鋳祝詞などもこのこされており、釜師の所蔵文書であることをうかがわせている。

◆N125 先斗町丸寿組所蔵文書

「丸寿組契約連名書」と題する一巻には、先斗町における丸寿組設立の趣旨と規約が記されている。明治 13 年、神宮教京都本部(現京都大神宮)から第 181 番神風講社の承認を得て、伊勢神宮参拝と京都本部に対する義務を目的とした丸寿組は、現在に至っても、継続中である。

◆N126 先斗町お茶屋営業組合所蔵文書

過去帳と「大日如来堂宇建立勘定帳」(明治 40)の 2 点を所蔵。なかでも過去帳には、明治 6 年創設になる先斗町女紅場(現鴨川学園)に従事した、お茶屋関係者や芸事指導者を追善供養することになった経過が詳述されている。

◆N132 沢田(臼)家文書

慶応 3 年、東河内村(北区)の前庄屋市郎右衛門が在職中不正をはたらいたとして村人から糾弾された一件に関する文書 7 点。幕末期の村方騒動の一事例をうかがうことができる。

注)この文書の解説は、『史料 京都の歴史 6 北区』(京都市、平成 5 年)に掲載されたものである。

▲[TOP](#)へ